

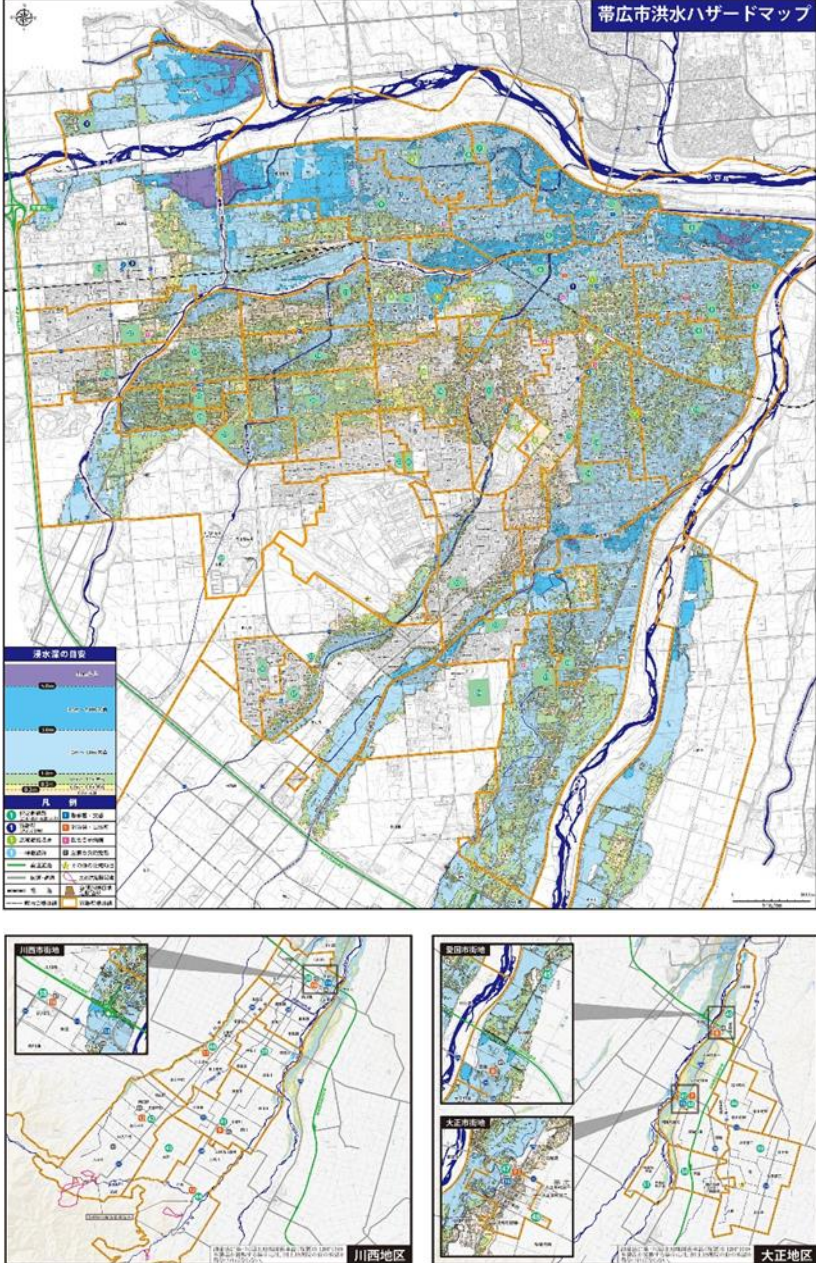
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																					
1	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、自助(市民)が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。)&amp;及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。)&amp;のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>市民等並びに道、市及び防災関係機関</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、</p> <p style="text-align: right;">防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進</p> <p>により、防災意識の向上を図らなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、自助(市民及び事業者)が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。)&amp;及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。)&amp;のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識の徹底や、<u>地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、</u>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、<u>住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての</u>防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p>帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。</p>	道の修正に伴う修正																																																																					
5	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">北海道電力 (帯広支店)</td> <td>                     ①電力施設等の防災管理を行うこと。                      ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。                      ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。                 </td> </tr> </table>	北海道電力 (帯広支店)	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>北海道電力</u> <u>ネットワーク</u> <u>ク(株)帯広支店</u></td> <td>                     ①電力施設等の防災管理を行うこと。                      ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。                      ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。                 </td> </tr> </table>	<u>北海道電力</u> <u>ネットワーク</u> <u>ク(株)帯広支店</u>	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	分社化による修正																																																																	
北海道電力 (帯広支店)	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。																																																																							
<u>北海道電力</u> <u>ネットワーク</u> <u>ク(株)帯広支店</u>	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。																																																																							
9	<p>第2章 帯広市の概況</p> <p>第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象 (略)</p> <p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>7.5</td> <td>34.5</td> <td>-21.3</td> <td>73</td> <td>1107.0</td> <td>106</td> <td>1986.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>7.9</td> <td>38.8</td> <td>-24.5</td> <td>72</td> <td>778.0</td> <td>33</td> <td>2152.6</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table>	年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	30	7.5	34.5	-21.3	73	1107.0	106	1986.9	1.9	R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2	<p>第2章 帯広市の概況</p> <p>第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象 (略)</p> <p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>7.5</td> <td>34.5</td> <td>-21.3</td> <td>73</td> <td>1107.0</td> <td>106</td> <td>1986.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>7.9</td> <td>38.8</td> <td>-24.5</td> <td>72</td> <td>778.0</td> <td>33</td> <td>2152.6</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td><u>R2</u></td> <td><u>8.1</u></td> <td><u>35.8</u></td> <td><u>-22.4</u></td> <td><u>74</u></td> <td><u>716.0</u></td> <td><u>78</u></td> <td><u>2011.7</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	30	7.5	34.5	-21.3	73	1107.0	106	1986.9	1.9	R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2	<u>R2</u>	<u>8.1</u>	<u>35.8</u>	<u>-22.4</u>	<u>74</u>	<u>716.0</u>	<u>78</u>	<u>2011.7</u>	<u>1.9</u>	時点の修正
年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)						最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																											
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																					
30	7.5	34.5	-21.3	73	1107.0	106	1986.9	1.9																																																																
R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2																																																																
年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																																
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																					
30	7.5	34.5	-21.3	73	1107.0	106	1986.9	1.9																																																																
R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2																																																																
<u>R2</u>	<u>8.1</u>	<u>35.8</u>	<u>-22.4</u>	<u>74</u>	<u>716.0</u>	<u>78</u>	<u>2011.7</u>	<u>1.9</u>																																																																

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考												
16-1	<u>(新設)</u>	<p><b>第3節 被害想定</b></p> <p><b>洪水</b></p> <p><u>(1) 現況</u></p> <p>洪水により被害が想定されるものとしては、集中豪雨や局地的大雨による河川の氾濫や堤防の決壊があり、これに伴い、建物の浸水や道路の冠水などが発生することが考えられる。</p> <p>帯広市の年間降水量は全道平均より低く、全国的に見ても小雨地帯であるが、市街地は全国有数の流域面積を誇る十勝川と札内川に囲まれ、これらの川の支川が市内を流れている。また、市街地は扇状地からなる急勾配の地形となっており、破堤した場合に氾濫流により甚大な被害が発生する可能性がある。</p> <p>過去の代表的な洪水被害の事例として、1981年（昭和56年）の台風12号や2016年（平成28年）の台風10号の影響による被害があり、建物の浸水や橋梁の崩落、農地の流出など、帯広市をはじめ十勝管内で甚大な被害を及ぼした。</p> <p><u>(2) 国・北海道の浸水想定</u></p> <p>国や北海道では、洪水により重大な、又は相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川や水位周知河川として指定している。これらの河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水深等を示した洪水浸水想定区域図を作成し、公表している。</p> <p>洪水浸水想定区域図が作成されている帯広市内の河川</p> <table border="1" data-bbox="1131 826 1960 916"> <thead> <tr> <th>河川管理者</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国（洪水予報河川）</td> <td>十勝川、札内川、帯広川</td> </tr> <tr> <td>北海道（水位周知河川）</td> <td>途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 帯広市の被害想定</u></p> <p>帯広市では、国や北海道が公表した洪水浸水想定区域図を統合した帯広市洪水ハザードマップを作成し、公表している。帯広市洪水ハザードマップを基に、洪水浸水想定区域内の人口や全国及び十勝における実災害時の避難率を用いて避難者数を推計した。推計の結果については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1066 1715 1155"> <tbody> <tr> <td>洪水浸水想定区域内の人口</td> <td>約 128,500 人</td> </tr> <tr> <td>避難率</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>洪水による避難者数</td> <td>約 16,700 人</td> </tr> </tbody> </table>	河川管理者	河川名	国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川	北海道（水位周知河川）	途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川	洪水浸水想定区域内の人口	約 128,500 人	避難率	13%	洪水による避難者数	約 16,700 人	洪水の被害想定を追加
河川管理者	河川名														
国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川														
北海道（水位周知河川）	途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川														
洪水浸水想定区域内の人口	約 128,500 人														
避難率	13%														
洪水による避難者数	約 16,700 人														

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
16-2	<u>(新設)</u>	<p><u>帯広市洪水ハザードマップ</u></p> 	洪水の被害想定を追加

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
18	<p>第3章 防災組織 第1節 組織計画 1 帯広市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災会議の構成</p>	<p>第3章 防災組織 第1節 組織計画 1 帯広市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災会議の構成</p>	<p>分社化による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																												
33	<p>第3節 帯広市災害対策本部</p> <p>別表2</p> <p>部班の編成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td rowspan="5">総務部長</td> <td>総務班</td> <td>危機対策課長</td> <td>危機対策課 消防課 総務課</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>人事課長</td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>契約管財課長</td> <td>契約管財課 I C T推進課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第2班</td> <td>戸籍住民課長</td> <td>戸籍住民課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td>川西支所長 大正支所長</td> <td>川西支所 大正支所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">政策推進部</td> <td rowspan="6">政策推進部長</td> <td>広報第1班</td> <td>広報広聴課長</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>広報第2班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>秘書課長</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>資産税課長</td> <td>資産税課</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>収納課長</td> <td>収納課 市民税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民福祉部</td> <td rowspan="5">市民福祉部長</td> <td>広報第3班</td> <td>市民活動課長</td> <td>市民活動課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>国保課長</td> <td>国保課</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>地域福祉課長</td> <td>地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>生活支援第1課長</td> <td>生活支援第1課 生活支援第2課</td> </tr> <tr> <td>第3救護班</td> <td>こども課長</td> <td>こども課 保育所 子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>保健班</td> <td>健康推進課長</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>空港事務所副所長</td> <td>空港事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部</td> <td rowspan="2">農政部長</td> <td>農政班</td> <td>農村振興課長</td> <td>農村振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td>農政支援課</td> <td>農地課長</td> <td>農業委員会農地課 ばんえい振興課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課	職員班	人事課長	人事課	管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課	避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課	避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所	政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課	広報第2班	企画課長	企画課	財政班	財政課長	財政課	秘書班	秘書課長	秘書課	家屋調査第1班	資産税課長	資産税課	輸送班	収納課長	収納課 市民税課	市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課	避難誘導第1班	国保課長	国保課	第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課	第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課	第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課	保健班	健康推進課長	健康推進課	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	空港事務所副所長	空港事務所	農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課	農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課	<p>第3節 帯広市災害対策本部</p> <p>別表2</p> <p>部班の編成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td rowspan="5">総務部長</td> <td>総務班</td> <td>危機対策課長</td> <td>危機対策課 消防課 総務課</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>人事課長</td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>契約管財課長</td> <td>契約管財課 I C T推進課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第2班</td> <td>戸籍住民課長</td> <td>戸籍住民課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td>川西支所長 大正支所長</td> <td>川西支所 大正支所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">政策推進部</td> <td rowspan="6">政策推進部長</td> <td>広報第1班</td> <td>広報広聴課長</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>広報第2班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>秘書課長</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>資産税課長</td> <td>資産税課</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>収納課長</td> <td>収納課 市民税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民福祉部</td> <td rowspan="5">市民福祉部長</td> <td>広報第3班</td> <td>市民活動課長</td> <td>市民活動課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>国保課長</td> <td>国保課</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>地域福祉課長</td> <td>地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>生活支援第1課長</td> <td>生活支援第1課 生活支援第2課</td> </tr> <tr> <td>第3救護班</td> <td>こども課長</td> <td>こども課 保育所 子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>保健班</td> <td>健康推進課長</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>観光交流課長</td> <td>観光交流課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部</td> <td rowspan="2">農政部長</td> <td>農政班</td> <td>農村振興課長</td> <td>農村振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td>農政支援課</td> <td>農地課長</td> <td>農業委員会農地課 ばんえい振興課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課	職員班	人事課長	人事課	管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課	避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課	避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所	政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課	広報第2班	企画課長	企画課	財政班	財政課長	財政課	秘書班	秘書課長	秘書課	家屋調査第1班	資産税課長	資産税課	輸送班	収納課長	収納課 市民税課	市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課	避難誘導第1班	国保課長	国保課	第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課	第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課	第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課	保健班	健康推進課長	健康推進課	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	観光交流課長	観光交流課	農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課	農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課	<p>事務分掌の変更 に伴う修正</p>
部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																																																																																																																											
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課																																																																																																																																																											
		職員班	人事課長	人事課																																																																																																																																																											
		管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課																																																																																																																																																											
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課																																																																																																																																																											
		避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所																																																																																																																																																											
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課																																																																																																																																																											
		広報第2班	企画課長	企画課																																																																																																																																																											
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																											
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																											
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課																																																																																																																																																											
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課																																																																																																																																																											
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課																																																																																																																																																											
		避難誘導第1班	国保課長	国保課																																																																																																																																																											
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課																																																																																																																																																											
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課																																																																																																																																																											
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課																																																																																																																																																											
保健班	健康推進課長	健康推進課																																																																																																																																																													
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																																																																																																																											
		空港班	空港事務所副所長	空港事務所																																																																																																																																																											
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課																																																																																																																																																											
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課																																																																																																																																																											
部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																																																																																																																											
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課																																																																																																																																																											
		職員班	人事課長	人事課																																																																																																																																																											
		管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課																																																																																																																																																											
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課																																																																																																																																																											
		避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所																																																																																																																																																											
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課																																																																																																																																																											
		広報第2班	企画課長	企画課																																																																																																																																																											
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																											
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																											
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課																																																																																																																																																											
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課																																																																																																																																																											
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課																																																																																																																																																											
		避難誘導第1班	国保課長	国保課																																																																																																																																																											
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課																																																																																																																																																											
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課																																																																																																																																																											
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課																																																																																																																																																											
保健班	健康推進課長	健康推進課																																																																																																																																																													
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																																																																																																																											
		空港班	観光交流課長	観光交流課																																																																																																																																																											
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課																																																																																																																																																											
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課																																																																																																																																																											

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																								
36	<p>別表3</p> <p style="text-align: center;">各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="203 323 1055 1506"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>総務班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>避難誘導第2班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。</li> <li>2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。</li> <li>3 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	職員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。</li> <li>2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。</li> <li>3 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。</li> </ol>	<p>別表3</p> <p style="text-align: center;">各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1111 323 1973 1482"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>総務班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>7 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	職員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>7 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	<p>避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正</p>
部名	班 名	所 掌 事 務																									
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。</li> <li>2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。</li> <li>3 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。</li> </ol>																									
部名	班 名	所 掌 事 務																									
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。</li> <li>4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 災害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>6 国・道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。</li> <li>9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。</li> <li>10 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>11 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。</li> <li>13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。</li> <li>14 消防機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15 災害時における交通事故防止対策に関すること。</li> <li>16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。</li> <li>2 労務供給対策に関すること。</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関すること。</li> <li>4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。</li> <li>5 部内各班の協力に関すること。</li> <li>6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>7 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。</li> <li>3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。</li> <li>4 部内各班の協力に関すること。</li> <li>5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u></li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol>																									

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考																																											
37	政策推進部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広報第1班</td> <td></td> <td>1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財政班</td> <td></td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家屋調査第1班</td> <td></td> <td>1 <del>被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。</del> 2 <del>罹災証明の発行に関すること。</del> 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民福祉部</td> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	広報第1班		1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。		1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	財政班		1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。		1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	家屋調査第1班		1 <del>被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。</del> 2 <del>罹災証明の発行に関すること。</del> 3 その他特命事項に関すること。		1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。	避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>避難誘導第2班</td> <td>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td>1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">政策推進部</td> <td>広報第1班</td> <td>1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>広報第2班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>1 <u>罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。</u> 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、<u>運営</u>に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。	政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	財政班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 5 その他特命事項に関すること。	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	家屋調査第1班	1 <u>罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。</u> 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 3 その他特命事項に関すること。	輸送班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、 <u>運営</u> に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正
		部名	班 名	所 掌 事 務																																														
		広報第1班		1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																														
				1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。																																														
		財政班		1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																														
				1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																														
		家屋調査第1班		1 <del>被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。</del> 2 <del>罹災証明の発行に関すること。</del> 3 その他特命事項に関すること。																																														
				1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																														
		市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。																																														
			避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																														
部名	班 名	所 掌 事 務																																																
総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																																
	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。																																																
政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																																
	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。																																																
	財政班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 5 その他特命事項に関すること。																																																
	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																																
	家屋調査第1班	1 <u>罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。</u> 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 3 その他特命事項に関すること。																																																
	輸送班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、 <u>運営</u> に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																																
	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。																																																

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考
38	市民福祉部	第1救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事</li> <li>2 独居老人、障害者の被害調査に関する事</li> <li>3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事</li> <li>5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事</li> <li>6 日赤救助活動との連絡調整に関する事</li> <li>7 被災者の炊き出しに関する事</li> <li>8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事</li> <li>9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事</li> <li>10 被災者に対する各種福祉基金に関する事</li> <li>11 災害救助費の予算経理に関する事</li> <li>12 災害ボランティアの受け入れに関する事</li> <li>13 部内他班の主管に属さないこと</li> <li>14 その他特命事項に関する事</li> </ol>	避難誘導第1班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域住民の避難誘導に関する事</li> <li>2 避難所の開設及び管理、運営に関する事</li> <li>3 その他特命事項に関する事</li> </ol>	市民福祉部	<p>避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正</p>
		第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 避難所の開設及び管理に関する事</li> <li><del>(1) 収容者の把握、名簿の作成</del></li> <li><del>(2) 日誌、記録作成</del></li> <li><del>(3) 食料、生活物資の配布等援助業務</del></li> <li><del>(4) 施設の防火、秩序の維持、環境整備</del></li> <li>4 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>5 遺体の収容安置に関する事</li> <li>6 その他特命事項に関する事</li> </ol>	第1救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事</li> <li>2 独居老人、障害者の被害調査に関する事</li> <li>3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事</li> <li>5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事</li> <li>6 日赤救助活動との連絡調整に関する事</li> <li>7 被災者の炊き出しに関する事</li> <li>8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事</li> <li>9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事</li> <li>10 被災者に対する各種福祉基金に関する事</li> <li>11 災害救助費の予算経理に関する事</li> <li>12 災害ボランティアの受け入れに関する事</li> <li>13 部内他班の主管に属さないこと</li> <li>14 その他特命事項に関する事</li> </ol>		
		第3救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事</li> <li>2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事</li> <li>3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 部内の協力に関する事</li> <li>5 その他特命事項に関する事</li> </ol>	第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 避難所の開設及び管理、<u>運営</u>に関する事</li> <li>4 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>5 遺体の収容安置に関する事</li> <li>6 その他特命事項に関する事</li> </ol>		
		保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事</li> <li>2 応急救護所の開設及び管理に関する事</li> <li>3 被災地及び避難所の保健指導に関する事</li> <li>4 防疫班の編成及び実施に関する事</li> <li>5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事</li> <li>6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事</li> <li>7 救急薬品の供給確保に関する事</li> <li>8 部内他班の主管に属さないこと</li> <li>9 その他特命事項に関する事</li> </ol>	第3救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事</li> <li>2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事</li> <li>3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 部内の協力に関する事</li> <li>5 その他特命事項に関する事</li> </ol>		
				保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事</li> <li>2 応急救護所の開設及び管理に関する事</li> <li>3 被災地及び避難所の保健指導に関する事</li> <li>4 防疫班の編成及び実施に関する事</li> <li>5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事</li> <li>6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事</li> <li>7 救急薬品の供給確保に関する事</li> <li>8 部内他班の主管に属さないこと</li> <li>9 その他特命事項に関する事</li> </ol>		



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考	
39	経 済 部	部 名	所 掌 事 務	部 名	所 掌 事 務			
		班 名	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 商工業関係被害の調査に関する事 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 6 部内の他班の主管に属さないこと 7 その他特命事項に関する事	班 名	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 商工業関係被害の調査に関する事 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 6 部内の他班の主管に属さないこと <u>7 避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 8 その他特命事項に関する事			
	空 港 班	1 航空機災害の対応に関する事 2 災害時の空港対策に関する事 3 その他特命事項に関する事	空 港 班	1 航空機災害の対応に関する事 2 災害時の空港対策に関する事 3 その他特命事項に関する事				
	農 政 部	農 政 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 4 被災地の病害虫の防疫に関する事 5 林野の火災予防に関する事 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事 7 飼料の確保に関する事 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事 <del>10 営農用水施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</del> <del>11 農村下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</del> <del>12 応急給水所の設置及び応急対策に関する事。</del> 13 危険水防区域の警戒巡視に関する事 14 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 15 部内各班の主管に属さないこと 16 その他特命事項に関する事	農 政 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 4 被災地の病害虫の防疫に関する事 5 林野の火災予防に関する事 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事 7 飼料の確保に関する事 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 12 部内各班の主管に属さないこと 13 その他特命事項に関する事			
			農政支援班		1 部内各班の協力に関する事		農政支援班	1 部内各班の協力に関する事
			都 市 環 境 部		総 務 班		1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 部内各班の協力に関する事 3 部内の各班の主管に属さないこと 4 その他特命事項に関する事	都 市 環 境 部
		管 理 班		1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事 4 その他特命事項に関する事			管 理 班	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考
	部名	班 名	所 掌 事 務	部名	班 名	所 掌 事 務	
40	都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関する事 2 市街地の浸水防止対策に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関する事。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関する事。 6 災害復旧工事に関する事。 7 その他特命事項に関する事。	都市環境部	道路班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関する事。 2 市街地の浸水防止対策に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関する事。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関する事。 6 災害復旧工事に関する事。 7 その他特命事項に関する事。	避難所の開設・ 運営体制の強化 に伴う修正
		住宅班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関する事。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事。 5 その他特命事項に関する事。		住宅班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関する事。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事。 5 その他特命事項に関する事。	
		家屋調査第2班	1 <del>被災家屋（非住家）等の被害状況調査に関する事。</del> 2 その他特命事項に関する事。		家屋調査第2班	1 <del>被災建築物の応急危険度判定に関する事。</del> 2 <del>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</del> 3 その他特命事項に関する事。	
		公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関する事。 2 その他特命事項に関する事。		公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関する事。 2 その他特命事項に関する事。	
		環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関する事。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事。 3 その他特命事項に関する事。		環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関する事。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事。 3 <del>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</del> 4 その他特命事項に関する事。	
		清掃班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 3 防疫業務の支援に関する事。 4 その他特命事項に関する事。		清掃班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 3 防疫業務の支援に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	
		総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 部内他班の主管に属さない事。 5 その他特命事項に関する事。		総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 部内他班の主管に属さない事。 5 その他特命事項に関する事。	
	上下水道部	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	上下水道部	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	
		水道施設班 (施設修繕班)	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 6 その他特命事項に関する事。		水道施設班 (施設修繕班)	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 6 その他特命事項に関する事。	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考																																		
41	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>下水道施設班</td> <td>                     1 処理場及び排水施設の管理に関する事                      2 被災下水道施設の応急修理に関する事                      3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事                      4 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>総務班</td> <td>                     1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事                      2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事                      3 教育施設の応急利用に関する事                      4 部内の他班の主管に属さないこと                      5 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>                     1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事                      2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事                      3 教職員の動員に関する事                      4 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>                     1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事                      2 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班</td> <td>                     1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事                      2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事                      3 社会教育施設の応急利用に関する事                      4 動物の安全に関する事                      5 部内各班の主管に属さないこと                      6 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>支援部</td> <td>                     支援第1班                      支援第2班                      支援第3班                      支援第4班                      支援第5班                 </td> <td>                     1 各部班への緊急支援に関する事                      2 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事	学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事	生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事	支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 その他特命事項に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>下水道施設班</td> <td>                     1 処理場及び排水施設の管理に関する事                      2 被災下水道施設の応急修理に関する事                      3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事                      4 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>総務班</td> <td>                     1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事                      2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事                      3 教育施設の応急利用に関する事                      4 部内の他班の主管に属さないこと                      5 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>                     1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事                      2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事                      3 教職員の動員に関する事                      4 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>                     1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事                      2 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班</td> <td>                     1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事                      2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事                      3 社会教育施設の応急利用に関する事                      4 動物の安全に関する事                      5 部内各班の主管に属さないこと                      6 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>支援部</td> <td>                     支援第1班                      支援第2班                      支援第3班                      支援第4班                      支援第5班                 </td> <td>                     1 各部班への緊急支援に関する事                      2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u>                      3 その他特命事項に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事	学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事	生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事	支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 3 その他特命事項に関する事	<p>避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正</p>
部名	班 名	所 掌 事 務																																							
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事																																							
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事																																							
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
部名	班 名	所 掌 事 務																																							
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事																																							
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事																																							
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 3 その他特命事項に関する事																																							

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																								
43	<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>1 気象業務組織</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>異常天候早期警戒警報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報</td> <td>毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(金) 毎月1回 毎年1回(3月) 毎年1回(10月)</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)</td> <td>府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報</td> <td>毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時</td> </tr> <tr> <td>帯広測候所 (分担気象官署)</td> <td>気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報</td> <td>随時 随時</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>異常天候早期警戒警報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(金) 毎月1回 毎年1回(3月) 毎年1回(10月)	札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時	帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時	<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>1 気象業務組織</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>早期天候情報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 <b>寒候期予報</b> <b>地方気象情報</b></td> <td>毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)</td> <td>府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報</td> <td>毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時</td> </tr> <tr> <td>帯広測候所 (分担気象官署)</td> <td>気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報</td> <td>随時 随時</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>早期天候情報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 <b>寒候期予報</b> <b>地方気象情報</b>	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時	札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時	帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時	<p>季節予報の情報体系変更(令和元年6月19日)に基づく修正</p> <p>脱字の修正</p>
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数																									
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>異常天候早期警戒警報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(金) 毎月1回 毎年1回(3月) 毎年1回(10月)																									
札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時																									
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時																									
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数																									
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 <b>早期天候情報</b> 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 <b>寒候期予報</b> <b>地方気象情報</b>	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時																									
札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時																									
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時																									
44	<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) 気象等に関する特別警報</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<del>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <del>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</del>	<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) 気象等に関する特別警報</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<p>警報発表基準の変更に伴う修正</p>																
現象の種類	基準																										
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <del>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</del>																										
現象の種類	基準																										
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																										
45	<p>(カ) 洪水警報及び注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td><b>大雨、長雨、融雪</b>などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td><b>大雨、長雨、融雪</b>などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水警報	<b>大雨、長雨、融雪</b> などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	洪水注意報	<b>大雨、長雨、融雪</b> などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>(カ) 洪水警報及び注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td><b>河川の上流域での降雨や融雪</b>等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td><b>河川の上流域での降雨や融雪</b>等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水警報	<b>河川の上流域での降雨や融雪</b> 等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	洪水注意報	<b>河川の上流域での降雨や融雪</b> 等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>気象庁の標準的な表現に修正</p>																
洪水警報	<b>大雨、長雨、融雪</b> などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																										
洪水注意報	<b>大雨、長雨、融雪</b> などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																										
洪水警報	<b>河川の上流域での降雨や融雪</b> 等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																										
洪水注意報	<b>河川の上流域での降雨や融雪</b> 等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																										



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																														
49	<p>(3) 市長の通報(基本法第54条第4項) 異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" data-bbox="241 339 1032 718"> <thead> <tr> <th>警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 125</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=18.8、売買川流域=13.3、 機関庫の川流域=6、ヌップク川流域=5、 戸蔭別川流域=33.5、ウツベツ川流域=9.4 新帯広川流域=3.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" data-bbox="241 759 1021 1474"> <thead> <tr> <th>注 意 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=15、売買川流域=10.6、機関 庫の川流域=4.8、ヌップク川流域=4、戸 蔭別川流域=26.8、ウツベツ川流域=7.5 新帯広川流域=2.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 25cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2">60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="2">最小湿度30% 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">①24時間の降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td colspan="2">4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="2">気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名	基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 125	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=18.8、売買川流域=13.3、 機関庫の川流域=6、ヌップク川流域=5、 戸蔭別川流域=33.5、ウツベツ川流域=9.4 新帯広川流域=3.4	複合基準	—	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	76	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=15、売買川流域=10.6、機関 庫の川流域=4.8、ヌップク川流域=4、戸 蔭別川流域=26.8、ウツベツ川流域=7.5 新帯広川流域=2.4	複合基準	—	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%		なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上		②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		低 温	4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い		11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		霜	最低気温3℃以下		着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	<p>(3) 市長の通報(基本法第54条第4項) 異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" data-bbox="1155 339 1946 718"> <thead> <tr> <th>警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 125</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=<u>21.4</u>、売買川流域=<u>13.7</u>、 機関庫の川流域=<u>4.6</u>、ヌップク川流域=<u>7</u>、 戸蔭別川流域=<u>30.8</u>、ウツベツ川流域=<u>7.9</u> 新帯広川流域=<u>3.4</u>、<u>柏林台川流域=5.6</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td><u>十勝川流域=(6、55.3)</u></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" data-bbox="1155 751 1946 1474"> <thead> <tr> <th>注 意 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=<u>17.1</u>、売買川流域=<u>10.9</u>、機 関庫の川流域=<u>3.6</u>、ヌップク川流域=<u>5.6</u> 戸蔭別川流域=<u>24.6</u>、ウツベツ川流域=<u>6.3</u> 新帯広川流域=<u>2.7</u>、<u>柏林台川流域=4.4</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td><u>十勝川流域=(5、46.3)</u></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 25cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2">60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="2">最小湿度30% 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">①24時間の降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td colspan="2">4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="2">気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名	基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 125	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.4</u> 、売買川流域= <u>13.7</u> 、 機関庫の川流域= <u>4.6</u> 、ヌップク川流域= <u>7</u> 、 戸蔭別川流域= <u>30.8</u> 、ウツベツ川流域= <u>7.9</u> 新帯広川流域= <u>3.4</u> 、 <u>柏林台川流域=5.6</u>	複合基準	<u>十勝川流域=(6、55.3)</u>	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	76	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>17.1</u> 、売買川流域= <u>10.9</u> 、機 関庫の川流域= <u>3.6</u> 、ヌップク川流域= <u>5.6</u> 戸蔭別川流域= <u>24.6</u> 、ウツベツ川流域= <u>6.3</u> 新帯広川流域= <u>2.7</u> 、 <u>柏林台川流域=4.4</u>	複合基準	<u>十勝川流域=(5、46.3)</u>	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%		なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上		②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		低 温	4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い		11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		霜	最低気温3℃以下		着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	<p>気象庁の基準値 の変更に伴う修 正</p>
警 報 名	基 準																																																																																																																																																																
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13																																																																																																																																																															
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 125																																																																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=18.8、売買川流域=13.3、 機関庫の川流域=6、ヌップク川流域=5、 戸蔭別川流域=33.5、ウツベツ川流域=9.4 新帯広川流域=3.4																																																																																																																																																															
	複合基準	—																																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																																																																															
暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																															
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																																																																																																																															
注 意 報 名	基 準																																																																																																																																																																
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																																																																															
	土壌雨量指数基準	76																																																																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=15、売買川流域=10.6、機関 庫の川流域=4.8、ヌップク川流域=4、戸 蔭別川流域=26.8、ウツベツ川流域=7.5 新帯広川流域=2.4																																																																																																																																																															
	複合基準	—																																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																																																																															
強風	平均風速	12m/s																																																																																																																																																															
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm																																																																																																																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																																																																
濃霧	視程	200m																																																																																																																																																															
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%																																																																																																																																																																
なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上																																																																																																																																																																
	②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上																																																																																																																																																																
低 温	4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い																																																																																																																																																																
	11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続																																																																																																																																																																
霜	最低気温3℃以下																																																																																																																																																																
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																																																																
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm																																																																																																																																																															
警 報 名	基 準																																																																																																																																																																
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13																																																																																																																																																															
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 125																																																																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.4</u> 、売買川流域= <u>13.7</u> 、 機関庫の川流域= <u>4.6</u> 、ヌップク川流域= <u>7</u> 、 戸蔭別川流域= <u>30.8</u> 、ウツベツ川流域= <u>7.9</u> 新帯広川流域= <u>3.4</u> 、 <u>柏林台川流域=5.6</u>																																																																																																																																																															
	複合基準	<u>十勝川流域=(6、55.3)</u>																																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																																																																															
暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																															
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																																																																																																																															
注 意 報 名	基 準																																																																																																																																																																
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																																																																															
	土壌雨量指数基準	76																																																																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>17.1</u> 、売買川流域= <u>10.9</u> 、機 関庫の川流域= <u>3.6</u> 、ヌップク川流域= <u>5.6</u> 戸蔭別川流域= <u>24.6</u> 、ウツベツ川流域= <u>6.3</u> 新帯広川流域= <u>2.7</u> 、 <u>柏林台川流域=4.4</u>																																																																																																																																																															
	複合基準	<u>十勝川流域=(5、46.3)</u>																																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																																																																															
強風	平均風速	12m/s																																																																																																																																																															
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm																																																																																																																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																																																																
濃霧	視程	200m																																																																																																																																																															
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%																																																																																																																																																																
なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上																																																																																																																																																																
	②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上																																																																																																																																																																
低 温	4・5・10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い																																																																																																																																																																
	11～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続																																																																																																																																																																
霜	最低気温3℃以下																																																																																																																																																																
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																																																																
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm																																																																																																																																																															

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																	
52	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進するものとする。</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的 <u>な対応方法</u>(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進するものとする。</p>	道の修正に伴う修正																																	
64-2	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定の締結 (1) 企業・団体との優先供給等の締結状況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>大規模災害時における支援活動に関する協定</td> <td>一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク</td> <td>平成31年3月6日</td> </tr> <tr> <td>災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定</td> <td>釧路トヨタ自動車株式会社</td> <td>令和元年12月4日</td> </tr> </table>	大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日	災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定の締結 (1) 企業・団体との優先供給等の締結状況 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>大規模災害時における支援活動に関する協定</td> <td>一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク</td> <td>平成31年3月6日</td> </tr> <tr> <td>災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定</td> <td>釧路トヨタ自動車株式会社</td> <td>令和元年12月4日</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における福祉用具等の供給に関する協定書</u></td> <td><u>一般社団法人日本福祉用具供給協会</u></td> <td><u>令和2年3月31日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>帯広トヨペット株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>トヨタカローラ帯広株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>十勝三菱自動車販売株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>帯広日産自動車販売株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>帯広三菱自動車販売株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>ネットトヨタ帯広株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> </table>	大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日	災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日	<u>災害時における福祉用具等の供給に関する協定書</u>	<u>一般社団法人日本福祉用具供給協会</u>	<u>令和2年3月31日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>十勝三菱自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広日産自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広三菱自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>ネットトヨタ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	協定締結に伴う追加
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日																																		
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日																																		
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日																																		
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日																																		
<u>災害時における福祉用具等の供給に関する協定書</u>	<u>一般社団法人日本福祉用具供給協会</u>	<u>令和2年3月31日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>十勝三菱自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広日産自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>帯広三菱自動車販売株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>ネットトヨタ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
80	<p>第10節 消防計画 別表1 消防機構</p> <p>とから広域消防事務組合 — とから広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画係</li> <li>施設整備係</li> <li>人事給与係</li> </ul> </li> <li>消防救助課 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防係</li> <li>防災調整係</li> <li>指揮・救助係</li> </ul> </li> <li>救急企画課 — 救急企画係</li> <li>情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム係</li> <li>指令第1係</li> <li>指令第2係</li> </ul> </li> <li>予防課 <ul style="list-style-type: none"> <li>予防指導係</li> <li>危険物係</li> <li>広報調査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務課 — 庶務係</li> <li>警防課 <ul style="list-style-type: none"> <li>警防1係</li> <li>警防2係</li> <li>救助1係</li> <li>救助2係</li> <li>緑ヶ丘出張所</li> <li>西出張所</li> <li>大正出張所</li> <li>川西分遣書</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>第10節 消防計画 別表1 消防機構</p> <p>とから広域消防事務組合 — とから広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画係</li> <li>施設整備係</li> <li>人事給与係</li> </ul> </li> <li>消防救助課 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防係</li> <li>防災調整係</li> <li>指揮・救助係</li> </ul> </li> <li>救急企画課 — 救急企画係</li> <li>情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム係</li> <li>指令第1係</li> <li>指令第2係</li> </ul> </li> <li>予防課 <ul style="list-style-type: none"> <li>予防指導係</li> <li>危険物係</li> <li>広報調査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務課 — 庶務係</li> <li>警防課 <ul style="list-style-type: none"> <li>警防1係</li> <li>警防2係</li> <li>救助1係</li> <li>救助2係</li> <li>緑ヶ丘出張所</li> <li>柳林台出張所</li> <li>大正出張所</li> <li>川西分遣所</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>出張所の統廃合による修正</p>



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																														
79	<p>別表2 現有施設状況</p> <p>(1) 庁舎</p> <table border="1" data-bbox="219 316 1046 671"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とから広域消防局</td> <td>西6条南6丁目3-1</td> </tr> <tr> <td>帯広消防署</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘出張所</td> <td>緑ヶ丘東通西1</td> </tr> <tr> <td>西出張所</td> <td>西19条北1丁目6-5</td> </tr> <tr> <td>南出張所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>∫</td> <td>∫</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="219 719 1046 1174"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第1分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>西4条北2丁目5-1 北福祉センター内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>∫</td> <td>∫</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	とから広域消防局	西6条南6丁目3-1	帯広消防署	(省略)	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1	西出張所	西19条北1丁目6-5	南出張所	(省略)	∫	∫	名 称	所 在 地	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	(省略)	帯広第1分団	(省略)	帯広第2分団	(省略)	帯広第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内	帯広第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内	帯広第5分団	(省略)	∫	∫	<p>別表2 現有施設状況</p> <p>(1) 庁舎</p> <table border="1" data-bbox="1126 316 1957 644"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とから広域消防局</td> <td>西6条南6丁目3-1</td> </tr> <tr> <td>帯広消防署</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>柏林台出張所</td> <td>柏林台西町2丁目2</td> </tr> <tr> <td>南出張所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>∫</td> <td>∫</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1126 699 1957 1184"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第1分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>∫</td> <td>∫</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	とから広域消防局	西6条南6丁目3-1	帯広消防署	(省略)	柏林台出張所	柏林台西町2丁目2	南出張所	(省略)	∫	∫	名 称	所 在 地	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	(省略)	帯広第1分団	(省略)	帯広第2分団	(省略)	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	(省略)	∫	∫	<p>出張所の統廃合による修正</p>
名 称	所 在 地																																																																
とから広域消防局	西6条南6丁目3-1																																																																
帯広消防署	(省略)																																																																
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1																																																																
西出張所	西19条北1丁目6-5																																																																
南出張所	(省略)																																																																
∫	∫																																																																
名 称	所 在 地																																																																
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																
桜華分団	(省略)																																																																
帯広第1分団	(省略)																																																																
帯広第2分団	(省略)																																																																
帯広第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内																																																																
帯広第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内																																																																
帯広第5分団	(省略)																																																																
∫	∫																																																																
名 称	所 在 地																																																																
とから広域消防局	西6条南6丁目3-1																																																																
帯広消防署	(省略)																																																																
柏林台出張所	柏林台西町2丁目2																																																																
南出張所	(省略)																																																																
∫	∫																																																																
名 称	所 在 地																																																																
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																
桜華分団	(省略)																																																																
帯広第1分団	(省略)																																																																
帯広第2分団	(省略)																																																																
帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																
帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																
帯広第5分団	(省略)																																																																
∫	∫																																																																

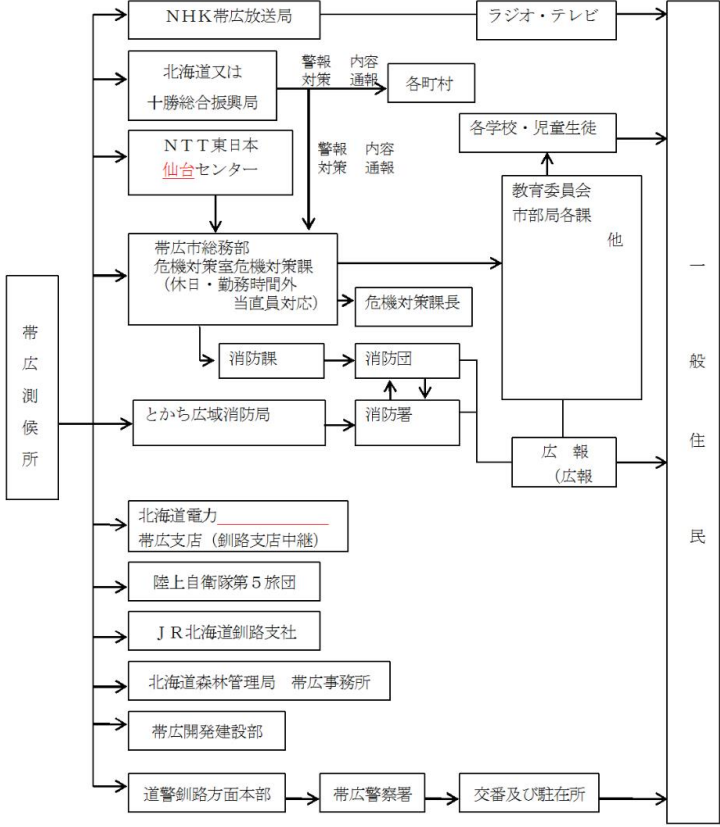
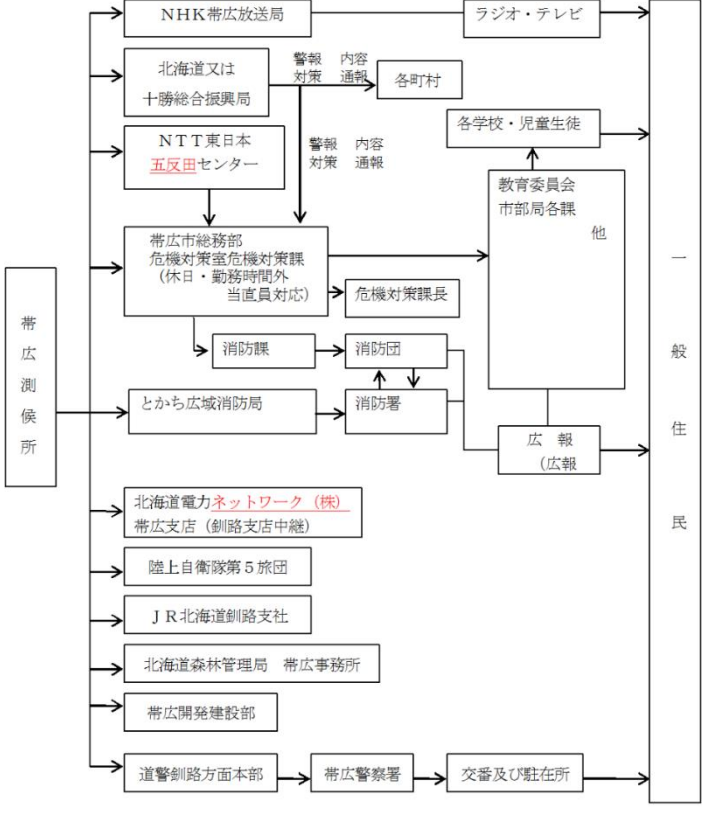
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
80	(2) 消防職員・団員及び消防車両	(2) 消防職員・団員及び消防車両	出張所の統合による修正及び車両、団員数の変更に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ポ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車 両</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>  緑ヶ丘出張所</td> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  西 出 張 所</td> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>341</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>32</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>29</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別		職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	65									1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	14	緑ヶ丘出張所	12	1										1	西 出 張 所	12	1										1	南 出 張 所	26	1		1					1			3	大 正 出 張 所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	341	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												桜華分団	18												帯広第1分団	32		1									1	帯広第2分団	26		1									1	帯広第3分団	29		1									1	帯広第4分団	26		1									1	帯広第5分団	22		1									1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	25	1										1	川西第3分団	25	1										1	川西第4分団	26	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	36	1										1	大正第2分団	24	1										1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ポ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車 両</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	65										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2										3	南 出 張 所	26	1		1								3	大 正 出 張 所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜華分団	20											0	帯広第1分団	35		1									1	帯広第2分団	28		1									1	帯広第3分団	28		1									1	帯広第4分団	23		1									1	帯広第5分団	23		1									1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	25	1										1	川西第3分団	24	1										1	川西第4分団	26	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	36	1										1	大正第2分団	24	1									
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数		水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車					消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車						高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		は し ご 車		屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
とにかち広域消防局	65									1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
緑ヶ丘出張所	12	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
西 出 張 所	12	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
南 出 張 所	26	1		1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大 正 出 張 所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯 広 市 消 防 団	341	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本 部	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
桜華分団	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
帯広第1分団	32		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第2分団	26		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第3分団	29		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第4分団	26		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第5分団	22		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第2分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第3分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第4分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大正第1分団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大正第2分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
とにかち広域消防局	65										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
柏林台出張所	24	2										3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
南 出 張 所	26	1		1								3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大 正 出 張 所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
桜華分団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第1分団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第2分団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第3分団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第4分団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
帯広第5分団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第2分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第3分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第4分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大正第1分団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大正第2分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>※平成31年4月1日現在</p> <p>※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	<p>※令和2年7月1日現在</p> <p>※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																								
	<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,737</td> <td rowspan="2">1,824</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,737	1,824	私設	87	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	39		<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,737</td> <td rowspan="2">1,823</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,737	1,823	私設	86	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	34		<p>時点修正</p>
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,737	1,824																																								
	私設	87																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	39																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,737	1,823																																								
	私設	86																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	34																																									
83	<p>第11節 水害予防計画</p> <p>1 現 況</p> <p>本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>153</u>箇所（平成30年2月時点）（帯広市水防計画「資料編」に掲載）となっている。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第11節 水害予防計画</p> <p>1 現 況</p> <p>本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>136</u>箇所（令和2年度）（帯広市水防計画「資料編」に掲載）となっている。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>時点修正</p>																																								
84	<p>5 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>伝達系統図</p> <p>帯広開発建設部、釧路地方气象台、十勝総合振興局帯広建設管理部が、自衛隊、北海道警察、北海道(危機対策課)、十勝総合振興局(地域政策課)、東日本電信電話(仙台センター(警報のみ))、報道機関を通じて、帯広市水防管理者(総務部危機対策課)に連絡し、電話・FAX・広報車を通じて、地下空間施設(災害時要援護者関係施設)に伝達する。</p>	<p>5 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>伝達系統</p> <p>帯広開発建設部、釧路地方气象台、十勝総合振興局帯広建設管理部が、自衛隊、北海道警察、北海道(危機対策課)、十勝総合振興局(地域政策課)、NTT東日本(五反田センター(警報のみ))、報道機関を通じて、帯広市水防管理者(総務部危機対策課)に連絡し、電話・FAX・広報車を通じて、地下空間施設(災害時要援護者関係施設)に伝達する。</p>	<p>社名の修正とセンター変更による修正</p>																																								

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
89	<p>第13節 雪害予防計画</p> <p>《帯広市雪害対策要綱》 (略)</p> <p>(3) <u>空港事務所</u> ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画を立てておくこと。 (略)</p>	<p>第13節 雪害予防計画</p> <p>《帯広市雪害対策要綱》 (略)</p> <p>(3) <u>観光交流課</u> ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画を立てておくこと。 (略)</p>	<p>空港民営化に伴う修正</p>
102	<p>第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>4 予報 (1) 気象情報の伝達系統及び方法 (略)</p> <p>別図 《気象予報警報等伝達系統図》</p> 	<p>第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>4 予報 (1) 気象情報の伝達系統及び方法 (略)</p> <p>別図 《気象予報警報等伝達系統図》</p> 	<p>センター変更による修正</p> <p>分社化による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
125	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>(略)</p> <p>別表1</p> <p>(略)</p> <p>7 消防機関（消防局・消防署・消防団）</p> <p>(1) 一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 16回線</p> <p>(3) 専用電話 10回線（7署所端末、警察署、北海道電力、帯広ガス）</p> <p>(4) 無線電話</p> <p>ア 固定局 15局</p> <p>イ 移動局 95局（消防署、各出張所、分団） （車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）</p> <p>8 帯広空港無線局</p> <p>(1) 基地局 1局</p> <p>(2) 移動局 40局（車載型 24局 携帯型 16局）</p>	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>(略)</p> <p>別表1</p> <p>(略)</p> <p>7 消防機関（消防局・消防署・消防団）</p> <p>(1) 一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 16回線</p> <p>(3) 専用電話 9回線（6署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）</p> <p>(4) 無線電話</p> <p>ア 固定局 14局</p> <p>イ 移動局 95局（消防署、各出張所、分団） （車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）</p> <p>8 帯広空港無線局</p> <p>(1) 基地局 1局</p> <p>(2) 移動局 41局（車載型 25局 携帯型 16局）</p>	<p>出張所の統合による修正</p> <p>分社化による修正</p> <p>空港民間委託に伴う修正</p>
127	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民に対する広報の方法及び内容</p> <p>ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。</p> <p>また、高齢者、障害者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。</p> <p>(ア) 新聞、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット <u>防災情報システムのメールサービス、郵便局等の利用</u></p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民に対する広報の方法及び内容</p> <p>ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。</p> <p>また、高齢者、障害者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。</p> <p>(ア) 新聞、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット <u>(SNS含む)、緊急情報一斉伝達システム、</u>防災情報システムのメールサービス、郵便局等の利用</p>	<p>システム導入等に伴う修正</p>
135	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示（緊急） <u>のほかに、災害時要援護者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告、避難指示（緊急） <u>及び災害発生情報</u>のほかに、災害時要援護者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>道の修正に伴う修正</p>
137	<p>4 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告避難指示（緊急）の伝達方法</u></p> <p>市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示</u>に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、<u>生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること</u></p>	<p>4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始の周知</u></p> <p>市は、<u>避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難勧告等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、</u></p>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
138	<p>や、その対象者を明確にすること、<u>対象者ごとに</u>とるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット<u>など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</u> (略)</p> <p>(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達 各報道機関に対し、避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット<u>、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。</u> (略)</p> <p>9 避難所の開設 (1) 市は、発災時<u>に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u> (略) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、<u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p><u>避難勧告等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム</u>など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 (略)</p> <p>(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達 各報道機関に対し、避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット（SNS含む）、<u>緊急情報一斉伝達システム</u>、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。 (略)</p> <p>9 避難所の開設 (1) 市は、発災時<u>及び災害発生のおそれがある時</u>に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、<u>必要に応じて</u>福祉避難所を開設するものとする (略) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者等が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。 (略)</p>	<p>システム導入に伴う修正</p> <p>記載の修正</p> <p>道の修正に伴う修正</p> <p>感染症対策として追記</p>
139	<p>10 避難所の管理運営等 (略)</p> <p>(7) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営<u>に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(9) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化<u>等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p>	<p>10 避難所の管理運営等 (略)</p> <p>(7) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営<u>管理に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(9) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等</u>にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>道の修正に伴う修正</p> <p>感染症対策として追記</p>



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考												
161	<p>第1 1 節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市 (<del>上水道区域</del>÷上下水道部、<del>簡易水道区域</del>÷農政部)</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水をはじめ、<del>プールの水等</del>を給水するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(1) 常設拠点給水</p> <p><del>配水池、緊急貯水槽等貯留施設</del>に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(2) 常設拠点給水箇所</p> <p>上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(3) <del>拠点</del>運搬給水</p> <p><del>常設拠点給水でカバーできない地域について、収容避難所を中心に給水拠点を定め、その拠点へ運搬して被災者に給水する方法をいう。</del></p> <p>(4) <del>拠点</del>運搬給水箇所</p> <p>上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(略)</p> <p>4 目標応急給水量（1人1日給水量）</p> <p>(略)</p> <p>表-1 目標応急給水量の設定表</p> <table border="1" data-bbox="210 855 1061 975"> <tr> <td>1</td> <td>発災後3日間 3<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ℓ/人日</td> <td>この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽→<del>配水池</del>）及び運搬給水により対応する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1	発災後3日間 3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽→ <del>配水池</del> ）及び運搬給水により対応する。	(略)	(略)	(略)	<p>第1 1 節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市（上下水道部）</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を<del>主体として</del>給水するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(1) 常設拠点給水</p> <p>緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(2) 常設拠点給水箇所</p> <p>上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(3) 運搬給水</p> <p><del>避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。</del></p> <p>(4) 拠点運搬給水箇所</p> <p>上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(略)</p> <p>4 目標応急給水量（1人1日給水量）</p> <p>(略)</p> <p>表-1 目標応急給水量の設定表</p> <table border="1" data-bbox="1117 855 1968 975"> <tr> <td>1</td> <td>発災後3日間 3<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ℓ/人日</td> <td>この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1	発災後3日間 3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。	(略)	(略)	(略)	<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
1	発災後3日間 3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽→ <del>配水池</del> ）及び運搬給水により対応する。													
(略)	(略)	(略)													
1	発災後3日間 3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。													
(略)	(略)	(略)													



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																															
162	<p>5 応急給水活動                      応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位で選択する。</p> <p>表-2 応急給水方法</p> <table border="1" data-bbox="210 300 1066 421"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常設拠点給水</td> <td>緊急貯水槽（<u>100</u>m<sup>3</sup>）、川西浄水場配水池（<del>1,100</del>t）、大正配水池（<del>700</del>t）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運搬給水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1について                      常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班及び農政班が実施する。                      なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。  <del>応急給水は次の順位で実施する。</del></p> <p><del>表-3 応急給水先の順位</del></p> <table border="1" data-bbox="210 625 1050 778"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>給 水 先</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院、老人ホーム</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害対策関係機関</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>避難所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他</td> <td>飲食店、公衆浴場等</td> </tr> </tbody> </table> <p><del>給水班は応急給水拠点で市民への災害情報提供のため、災害情報広告紙を配布することとする。</del></p>	順位	方 法	備 考	1	常設拠点給水	緊急貯水槽（ <u>100</u> m <sup>3</sup> ）、川西浄水場配水池（ <del>1,100</del> t）、大正配水池（ <del>700</del> t）	2	運搬給水		順位	給 水 先	備 考	1	病院、老人ホーム		2	災害対策関係機関	3	避難所	4	その他	飲食店、公衆浴場等	<p>5 応急給水活動                      応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。</p> <p>表-2 応急給水方法</p> <table border="1" data-bbox="1117 300 1973 392"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常設拠点給水</td> <td>緊急貯水槽（<u>80</u>~100m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運搬給水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1について                      常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。                      なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。</p>	順位	方 法	備 考	1	常設拠点給水	緊急貯水槽（ <u>80</u> ~100m <sup>3</sup> ）	2	運搬給水		<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
順位	方 法	備 考																																
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（ <u>100</u> m <sup>3</sup> ）、川西浄水場配水池（ <del>1,100</del> t）、大正配水池（ <del>700</del> t）																																
2	運搬給水																																	
順位	給 水 先	備 考																																
1	病院、老人ホーム																																	
2	災害対策関係機関																																	
3	避難所																																	
4	その他	飲食店、公衆浴場等																																
順位	方 法	備 考																																
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（ <u>80</u> ~100m <sup>3</sup> ）																																
2	運搬給水																																	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																																																																					
163	<p>表-4 応急給水計画表</p> <p style="text-align: center;">○は実施 △は必要に応じて実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定による日程区分</th> <th colspan="2">混乱期・一時復旧期</th> <th>二次復興期</th> <th>復興期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>想定・計画項目</th> <th>1日</th> <th>2~3日</th> <th>4~10日</th> <th>11日以降</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保数量</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>20%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く</td> <td>被災者は避難所生活</td> <td></td> <td>一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部の活動</td> <td>上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動 応急給水活動の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内広域断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul> </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部の活動</td> <td>簡易水道施設の被害状況(応急復旧の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動 応急給水活動の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大正簡易水道断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul> </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">応急給水</td> <td rowspan="2">常設拠点給水箇所</td> <td>配水池断水</td> <td>川西浄水場配水(1,100t)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>農政班</td> </tr> <tr> <td>配水池断水</td> <td>大正配水池(700t)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>農政班</td> </tr> <tr> <td>緊急貯水槽</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>設置のみ給水班</td> </tr> <tr> <td>拠点運搬給水(避難所)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>応援部隊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関 医療</td> <td>救急指定病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>その他の病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>各戸給水</td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	想定・計画項目	1日	2~3日	4~10日	11日以降		1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%			市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化			上下水道部の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>			応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内広域断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興		農政部の活動	簡易水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>			応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大正簡易水道断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興		応急給水	常設拠点給水箇所	配水池断水	川西浄水場配水(1,100t)	○	○		農政班	配水池断水	大正配水池(700t)	○	○		農政班	緊急貯水槽		○	○	△		設置のみ給水班	拠点運搬給水(避難所)		○	○	△		応援部隊	機関 医療	救急指定病院		○	○	○		給水班	その他の病院		○	○	○		給水班	福祉施設		○	○	○		給水班	各戸給水			△	△	○			<p>表-4 応急給水計画表</p> <p style="text-align: center;">○は実施 △は必要に応じて実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定による日程区分</th> <th colspan="2">混乱期・一時復旧期</th> <th>二次復興期</th> <th>復興期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>想定・計画項目</th> <th>1日</th> <th>2~3日</th> <th>4~10日</th> <th>11日以降</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保数量</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>20%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く</td> <td>被災者は避難所生活</td> <td></td> <td>一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帯広市の活動</td> <td>上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動 応急給水活動の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水区域の断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul> </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">応急給水</td> <td rowspan="2">常設拠点給水箇所</td> <td>緊急貯水槽</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>設置のみ給水班</td> </tr> <tr> <td>運搬給水(避難所)</td> <td></td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>給水班 もしくは 応援部隊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関 医療</td> <td>救急指定病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>その他の病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>各戸給水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	想定・計画項目	1日	2~3日	4~10日	11日以降		1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%			市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化			帯広市の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>			応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水区域の断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興		応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽		○	○	△		設置のみ給水班	運搬給水(避難所)		△	○	△		給水班 もしくは 応援部隊	機関 医療	救急指定病院		○	○	○		給水班	その他の病院		○	○	○		給水班	福祉施設		○	○	○		給水班	各戸給水				△	△	○		<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考																																																																																																																																																																																																		
想定・計画項目	1日	2~3日	4~10日	11日以降																																																																																																																																																																																																				
1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%																																																																																																																																																																																																				
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化																																																																																																																																																																																																				
上下水道部の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>																																																																																																																																																																																																				
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内広域断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興																																																																																																																																																																																																			
農政部の活動	簡易水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>																																																																																																																																																																																																				
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大正簡易水道断水状況</li> <li>大正地区断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興																																																																																																																																																																																																			
応急給水	常設拠点給水箇所	配水池断水	川西浄水場配水(1,100t)	○	○		農政班																																																																																																																																																																																																	
		配水池断水	大正配水池(700t)	○	○		農政班																																																																																																																																																																																																	
	緊急貯水槽		○	○	△		設置のみ給水班																																																																																																																																																																																																	
	拠点運搬給水(避難所)		○	○	△		応援部隊																																																																																																																																																																																																	
	機関 医療	救急指定病院		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																
		その他の病院		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																
福祉施設		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																		
各戸給水			△	△	○																																																																																																																																																																																																			
想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考																																																																																																																																																																																																		
想定・計画項目	1日	2~3日	4~10日	11日以降																																																																																																																																																																																																				
1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%																																																																																																																																																																																																				
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化																																																																																																																																																																																																				
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管破損により一部止水停止</li> <li>配水管破損により広域断水</li> <li>基幹施設、配水管支管の被害調査</li> <li>配水管、支管の復旧開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水開始</li> <li>配水管通水</li> <li>配水管復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管支管復旧</li> <li>給水装置の復旧開始</li> </ul>																																																																																																																																																																																																				
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水区域の断水状況</li> <li>上下水道部災害対策部設置</li> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水体制の確立及び開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設拠点給水箇所での給水</li> <li>運搬給水</li> <li>一部各戸給水開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬給水</li> <li>一部を除いて各戸給水</li> </ul>	正常給水に復興																																																																																																																																																																																																			
応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽		○	○	△		設置のみ給水班																																																																																																																																																																																																
		運搬給水(避難所)		△	○	△		給水班 もしくは 応援部隊																																																																																																																																																																																																
	機関 医療	救急指定病院		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																
		その他の病院		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																
	福祉施設		○	○	○		給水班																																																																																																																																																																																																	
各戸給水				△	△	○																																																																																																																																																																																																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																
164	<p><b>6 運搬給水計画</b>                      (1) 運搬給水の方針                      (略)                      避難所への運搬給水については、<u>                    </u>日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。                      職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行なうこととする。この場合、<u>                    </u>業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。                      (略)</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 475 1048 826"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>形 状・規 格</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td><u>2 1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>                    </u></td> <td><u>                    </u></td> <td><u>                    </u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>                    </u></td> <td><u>                    </u></td> <td><u>                    </u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>3号 (2.7×4.5)</td> <td>4 張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェットヒーター</td> <td>100V、HR120D</td> <td>4 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>100V、9.0A</td> <td>4 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 1.5 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 3.1 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。</p> <p><del>7 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画</del>  <del>—— 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。——</del></p> <p><b>8 応援の要請</b></p>	機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考	給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基		〃	1 m <sup>3</sup>	<u>2 1</u> 基		<u>                    </u>	<u>                    </u>	<u>                    </u>		<u>                    </u>	<u>                    </u>	<u>                    </u>		テント	3号 (2.7×4.5)	4 張		ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台		発電機	100V、9.0A	4 台		給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m <sup>3</sup>	1 台		給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m <sup>3</sup>	1 台		<p><b>6 運搬給水計画</b>                      (1) 運搬給水の方針                      (略)                      避難所への運搬給水については、<u>給水班もしくは</u>日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。                      職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行なうこととする。この場合、<u>必要に応じて</u>業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。                      (略)</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="1117 475 1955 826"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>形 状・規 格</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td><u>1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>組み立て式コンテナ</u></td> <td><u>1 m<sup>3</sup></u></td> <td><u>3 0</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>応急給水栓</u></td> <td></td> <td><u>2 0</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>3号 (2.7×4.5)</td> <td>4 張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェットヒーター</td> <td>100V、HR120D</td> <td>4 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>100V、9.0A</td> <td>4 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 1.5 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 3.1 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。</p> <p><b>7 応援の要請</b></p>	機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考	給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基		〃	1 m <sup>3</sup>	<u>1</u> 基		<u>組み立て式コンテナ</u>	<u>1 m<sup>3</sup></u>	<u>3 0</u> 基		<u>応急給水栓</u>		<u>2 0</u> 基		テント	3号 (2.7×4.5)	4 張		ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台		発電機	100V、9.0A	4 台		給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m <sup>3</sup>	1 台		給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m <sup>3</sup>	1 台		<p>記載の修正</p> <p>機材整備による追加</p> <p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考																																																																																
給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基																																																																																	
〃	1 m <sup>3</sup>	<u>2 1</u> 基																																																																																	
<u>                    </u>	<u>                    </u>	<u>                    </u>																																																																																	
<u>                    </u>	<u>                    </u>	<u>                    </u>																																																																																	
テント	3号 (2.7×4.5)	4 張																																																																																	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台																																																																																	
発電機	100V、9.0A	4 台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m <sup>3</sup>	1 台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m <sup>3</sup>	1 台																																																																																	
機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考																																																																																
給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基																																																																																	
〃	1 m <sup>3</sup>	<u>1</u> 基																																																																																	
<u>組み立て式コンテナ</u>	<u>1 m<sup>3</sup></u>	<u>3 0</u> 基																																																																																	
<u>応急給水栓</u>		<u>2 0</u> 基																																																																																	
テント	3号 (2.7×4.5)	4 張																																																																																	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台																																																																																	
発電機	100V、9.0A	4 台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m <sup>3</sup>	1 台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m <sup>3</sup>	1 台																																																																																	
165	<p><b>第12節 上下水道施設対策計画</b>                      災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処する動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画を次のとおり定めるものとする。なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。</p> <p><b>1 実施責任</b>                      上下水道施設対策は、帯広市（<del>上下水道区域</del>→上下水道部、<del>簡易水道区域</del>→農政部）が実施する。                      (略)</p>	<p><b>第12節 上下水道施設対策計画</b>                      災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処する動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、次に定めるところによる。                      なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。</p> <p><b>1 実施責任</b>                      上下水道施設対策は、帯広市（上下水道部）が実施する。                      (略)</p>	<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>																																																																																

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
165	<p>3 上水道施設</p> <p>(1) 初期対策</p> <p>災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。</p> <p>ア 施設の運転停止</p> <p>次の場合は、<u>施設修繕班長の判断により</u>施設の運転を停止する。<u>施設修繕班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 上水道施設</p> <p>(1) 初期対策</p> <p>災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。</p> <p>ア 施設の運転停止</p> <p>次の場合は、<u>水道技術管理者の指示により</u>、<u>水道施設班長</u>は施設の運転を停止する。<u>水道施設班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p> <p>(略)</p>	記載の修正
166	<p>エ 被害状況調査報告</p> <p>(ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班 _____ に報告するものとする。</p> <p>(イ) <u>施設修繕班</u>は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>なお、_____ 緊急を要する場合や被害状況等に応じて、<u>総務班</u>は整理簿及び報告書を作成し、<u>施設修繕班</u>に提出する。</p> <p>(2) 災害復旧作業</p> <p>ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。</p> <p>管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・ _____ や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。</p> <p>イ <u>上下水道部災害対策部</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、<u>災害対策会議</u>の決定を受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、<u>総務班</u>に提出するものとする。<u>総務班</u>は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>災害対策室</u>は、応急給水基本計画書を作成し、<u>災害対策会議</u>の決定を受けるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 被害状況調査報告</p> <p>(ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班 <u>長に提出し</u>、<u>対策副部長</u>に報告するものとする。</p> <p>(イ) <u>対策副部長</u>は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>なお、<u>総務班</u>は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の<u>作成を補佐するものとする。</u></p> <p>(2) 災害復旧作業</p> <p>ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。</p> <p>管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・<u>避難場所</u>や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。</p> <p>イ <u>対策副部長</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、<u>対策部長</u>の決定を受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、<u>対策副部長</u>に提出するものとする。<u>対策副部長</u>は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>対策副部長</u>は、応急給水基本計画書を作成し、<u>対策部長</u>の決定を受けるものとする。</p> <p>(略)</p>	
167	<p>(4) 災害復旧に係る予算及び措置</p> <p>災害復旧に係る予算及び措置については、<u>災害対策会議</u>において協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応援体制</p> <p>(略)</p> <p>ア 関係機関への派遣要請手続</p> <p><u>日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱(昭和55年度 第51回支部総会決定)</u>に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 災害の状況</p> <p>(イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量</p> <p>(ウ) 必要とする職員の職種別人員</p> <p>(エ) 応援場所 <u>への経路</u></p> <p>(略)</p>	<p>(4) 災害復旧に係る予算及び措置</p> <p>災害復旧に係る予算及び措置については、<u>対策部長及び対策副部長</u>と協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応援体制</p> <p>(略)</p> <p>ア 関係機関への派遣要請手続</p> <p><u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)</u>に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 災害の状況</p> <p>(イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量</p> <p>(ウ) 必要とする職員の職種別人員</p> <p>(エ) 応援場所 <u>及び応援場所への経路</u></p> <p>(略)</p>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
167	<p>イ 自衛隊への派遣要請手続</p> <p>(ア) 派遣要請基準 災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。</p> <p>(イ) 派遣要請要領 管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。またこの場合で口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 自衛隊受入に関し留意すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>ウ 応援受け入れ体制 災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、<u>応援受け入れ体制に関する指針（第103回支部理事会決定 施行期日昭和55年8月1日）</u>に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 相互応援体制 <u>日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱</u>に基づき応援活動を行うものとする。</p> <p>(6) 安全衛生並びに救急措置 災害発生後の職員の安全確保及び負傷者救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。 ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が_____連絡調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広報 管理者は水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。</p>	<p>イ 自衛隊への派遣要請手続</p> <p>(ア) 派遣要請基準 災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。</p> <p>(イ) 派遣要請要領 管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 自衛隊受入に関し留意すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>ウ 応援受け入れ体制 災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、<u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）</u>に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 相互応援体制 <u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）</u>に基づき応援活動を行うものとする。</p> <p>(6) 安全衛生並びに救急措置 災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。 ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が<u>中心となって</u>連絡調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広報 総務班は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。</p>	記載の修正
168	<p>カ 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対し____、下水道施設班長は<u>雨水、汚水</u>の流下に支障のないよう<u>に</u>応急措置を講じ、<u>排水の</u>万全を期することとする。</p> <p>(1) 活動体制 ア 非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する_____。 イ 処理場_____にあつては、<u>監視要員</u>からの報告を<u>基</u>とし、<u>各処理場</u>の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる_____。</p> <p>(2) 応急復旧対策 ア 被害調査 —<u>排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠にあつては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。</u></p> <p>イ 応急対策 —(ア) 管渠 下水道管渠に対しては、<u>雨水・汚水の流下に支障のないよう迅速に</u>応急処置を講ずるとともに、<u>本復旧の方針をたてる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。</u></p>	<p>カ 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対しては、下水道施設班長は<u>雨水汚水</u>の流下に支障のないよう<u>に</u>応急措置を講じ、<u>処理機能の低下が起きないように</u>万全を期することとする。</p> <p>(1) 活動態勢 ア 非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する<u>ものとする。</u> イ 処理場<u>及び個別排水処理施設</u>にあつては、<u>委託業者及び市民</u>からの報告を<u>基</u>に非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 応急復旧対策 ア 被害調査 —(ア) 管渠 <u>下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。</u> —(イ) 処理場 <u>処理場施設は、中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。</u> また、清川下水処理場は、<u>施設管理者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流</u></p>	
169			

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
169	<p><del>-(イ) 処理場</del>            停電のため処理場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。</p> <p><del>-(ウ) 復旧計画</del>            下水道施設の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。</p> <p><del>-(3) 広報</del>            管理者は下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</p> <p>5 農村部の営農用水施設及び簡易水道施設の対策計画            農村部の営農用水施設及び簡易水道施設の対策計画は上記計画に準ずるものとする。</p>	<p><u>入制限等実施の有無を確認するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）</u>  <u>個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ 応急対策</u>  <u>(ア) 管渠</u>  <u>汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。</u>  <u>下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。</u>  <u>また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 帯広川下水終末処理場</u>  <u>停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。</u>  <u>また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 清川下水処理場</u>  <u>停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。</u>  <u>また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）</u>  <u>停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起こらないように対応するものとする。</u>  <u>また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 復旧計画</u>  <u>① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。</u>  <u>② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。</u>  <u>③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。</u></p> <p><u>(3) 広報</u>  <u>総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</u></p>	記載の修正

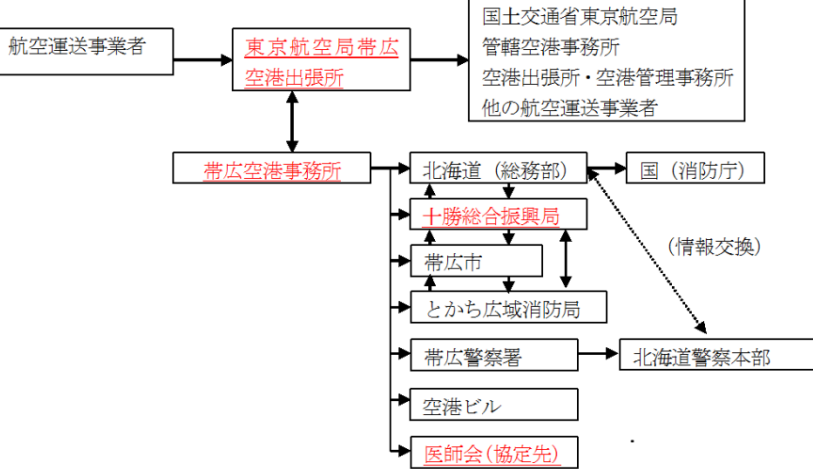
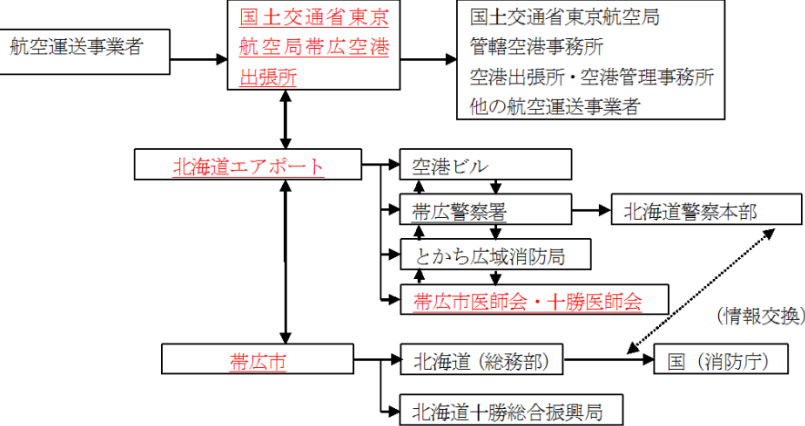


帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考												
193	<p>第23節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>次のいずれにも該当する者であること。</u></p> <p><u>(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者</u></p> <p><u>(イ) 居住する住家がない者</u></p> <p><u>(ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。</u></p> <p><u>a 生活保護法の被保護者及び要保護者</u></p> <p><u>b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等</u></p> <p>(略)</p>	<p>第23節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</u></p> <p>(略)</p>	道の修正に伴う修正												
194	<p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 応急修理を受ける者</p> <p><u>災害により住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理することができない者であること。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 修理の範囲と費用</p> <p>(ア) 修理の範囲</p> <p>応急修理は、居室、炊事場及び<u>トイレ</u>等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p>	<p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 応急修理を受ける者</p> <p><u>災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 修理の範囲と費用</p> <p>(ア) 修理の範囲</p> <p>応急修理は、居室、炊事場及び<u>トイレ</u>等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p>													
207	<p>第28節 応急飼料計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>家畜飼料の円滑な確保は、<u>市長</u>（農政部農政班）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急飼料の確保</p> <p><u>市長</u>は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、</p> <p>(略)</p> <p>3 家畜用水の確保</p> <p>災害により<u>営農用水施設</u>の破壊又は用水汚染が生じた場合、<u>家用井戸又は自然河川水</u>の利用を図り、速やかに施設の<u>応急修理を行うとともに災害</u>復旧に努めるものとする</p>	<p>第28節 応急飼料計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>家畜飼料等の円滑な確保は、<u>市</u>（農政部農政班、<u>水道施設の災害復旧：上下水道部</u>）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急飼料の確保</p> <p>市は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、</p> <p>(略)</p> <p>3 家畜用水の確保</p> <p>災害により<u>水道施設</u>の破壊又は用水汚染が生じた場合、<u>家用井戸など代替水</u>の利用を図り、速やかに施設の復旧に努めるものとする。</p>	農村上下水道の一元管理化に伴う修正												
232	<p>第36節 災害救助法の適用計画</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の実施と種類</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市町村	<p>第36節 災害救助法の適用計画</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の実施と種類</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市町村・<u>日赤道支部</u></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市町村・ <u>日赤道支部</u>	道の修正に伴う修正
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7日以内	市町村													
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7日以内	市町村・ <u>日赤道支部</u>													



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
239	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害予防</p> <p>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>ア _____東京航空局帯広空港出張所、_____帯広空港事務所</p> <p>(ア) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害予防</p> <p>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>ア <b>国土交通省</b>東京航空局帯広空港出張所、<b>北海道エアポート株式会社</b>、<b>帯広市</b></p> <p>(ア) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>空港民間委託に伴う修正</p>
240	<p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
240	<p>(2) 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>ア 実施機関 東京航空局帯広空港出張所、<u>帯広空港事務所</u>、航空運送事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(イ) 旅客及び地域住民等への広報 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用<u>及び広報板の掲示</u>等により、次の事項についての広報を実施する。</p>	<p>(2) 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>ア 実施機関 <u>国土交通省</u>東京航空局帯広空港出張所、<u>北海道エアポート株式会社</u>、航空運送事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(イ) 旅客及び地域住民等への広報 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p>	<p>空港民間委託に伴う修正</p>
241	<p>別表1</p> <p>《帯広市航空災害救難対策本部要綱》 (略)</p> <p>(本部の構成)</p> <p>第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。</p> <p>(1) 帯広市</p> <p><u>(2) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所</u></p> <p><u>(3) 独立行政法人航空大学校帯広分校</u></p> <p><u>(4) 新千歳航空測候所帯広航空気象観測所</u></p> <p><u>(5) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊</u></p> <p><u>(6) 帯広警察署</u></p> <p><u>(7) とかち広域消防局</u></p> <p><u>(8) 日本航空株</u></p> <p><u>(9) 株AIRDO</u></p> <p><u>(10) 帯広空港ターミナルビル株</u></p> <p><u>(11) 帯広市医師会</u></p> <p><u>(12) 十勝医師会</u></p> <p><u>(13) 株NTT東日本一北海道 北海道東支店</u></p> <p><u>(14) その他</u></p> <p>(本部長、副本部長)</p> <p>第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。</p> <p>(1) 本部長 帯広市長</p> <p>(2) 副本部長 帯広市副市長</p> <p><u>国土交通省東京航空局帯広空港出張所長</u> <u>独立行政法人航空大学校帯広分校長</u> <u>新千歳航空測候所帯広航空気象観測所総括観測員</u> <u>帯広警察署長</u> <u>とかち広域消防局長</u> <u>帯広市医師会長</u> <u>日本航空株帯広支店長</u> <u>株AIRDO帯広空港所長</u></p>	<p>別表1</p> <p>《帯広市航空災害救難対策本部要綱》 (略)</p> <p>(本部の構成)</p> <p>第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。</p> <p>(1) 帯広市</p> <p><u>(2) 北海道エアポート(株)</u></p> <p><u>(3) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所</u></p> <p><u>(4) 独立行政法人航空大学校帯広分校</u></p> <p><u>(5) 新千歳航空測候所帯広航空気象観測所</u></p> <p><u>(6) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊</u></p> <p><u>(7) 帯広警察署</u></p> <p><u>(8) とかち広域消防局</u></p> <p><u>(9) 日本航空株</u></p> <p><u>(10) 株AIRDO</u></p> <p><u>(11) 帯広空港ターミナルビル株</u></p> <p><u>(12) (一社) 帯広市医師会</u></p> <p><u>(13) (一社) 十勝医師会</u></p> <p><u>(14) 株NTT東日本一北海道 北海道東支店</u></p> <p><u>(15) その他</u></p> <p>(本部長、副本部長)</p> <p>第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。</p> <p>(1) 本部長 帯広市長</p> <p>(2) 副本部長 帯広市副市長 <u>北海道エアポート(株) 帯広空港事業所長</u> <u>国土交通省東京航空局帯広空港出張所長</u> <u>独立行政法人航空大学校帯広分校長</u> <u>新千歳航空測候所帯広航空気象観測所総括観測員</u> <u>帯広警察署長</u> <u>とかち広域消防局長</u> <u>帯広市医師会長</u> <u>日本航空株帯広空港所長</u> <u>株AIRDO帯広空港所長</u></p>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
243	<p>(部の設置)</p> <p>第5条 救難対策本部に諸対策実施の万全を期すため、次の部を置き、それぞれの事務を掌る。 (略)</p> <p>警備部 (1) 災害時における空港内の警備に関すること。 (2) 路面交通の確保に関すること。 <u>(3) 部に部長を置き、本部長が指名する。</u> (略)</p> <p>(救難対策本部の事務局)</p> <p>第9条 救難対策本部に事務局を設け、専任職員若干名を置く。 2 専任職員は、総括部<u>空港事務所</u>職員 <u>並びに</u>総括部の中から本部長が指名する者とする。 (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第5条 救難対策本部に諸対策実施の万全を期すため、次の部を置き、それぞれの事務を掌る。 (略)</p> <p>警備部 (1) 災害時における空港内の警備に関すること。 (2) 路面交通の確保に関すること。 <u>2 各部の部長は、</u>本部長が指名する。 (略)</p> <p>(救難対策本部の事務局)</p> <p>第9条 救難対策本部に事務局を設け、専任職員若干名を置く。 2 専任職員は、総括部の<u>帯広市職員 (経済部) 及び</u>総括部の中から本部長が指名する者とする。 (略)</p>	<p>空港民間委託に伴う修正</p>
243	<p>《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》</p> <p>・ 帯広市副市長</p> <p>・ 国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長</p> <p>・ 独立行政法人航空 大学校 帯広分校長</p> <p>・ 新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員</p> <p>・ 帯広警察署長</p> <p>・ とちろ広域消防局長</p> <p>・ <u>帯広市医師会会長</u></p> <p>・ 日本航空(株) <u>帯広支店長</u></p> <p>・ (株)AIRDO</p> <p>(略)</p>	<p>《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》</p> <p>・ 帯広市副市長</p> <p>・ <u>北海道エアポート(株) 帯広空港事業所</u> 所長</p> <p>・ 国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長</p> <p>・ 独立行政法人航空 大学校 帯広分校長</p> <p>・ 新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員</p> <p>・ 帯広警察署長</p> <p>・ とちろ広域消防局長</p> <p>・ <u>(一社) 帯広市医師会</u></p> <p>・ 日本航空(株) <u>帯広空港所長</u></p> <p>・ (株)AIRDO 帯広空港所長</p> <p>(略)</p>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
244	<p>6 医療救護活動</p> <p>航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定めるほか、<u>帯広市又は一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定」</u>に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。</p>	<p>6 医療救護活動</p> <p>航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定める。<u>ただし、帯広空港及びその周辺における航空災害発生時は、北海道エアポート株式会社と一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定」</u>に基づき、それぞれの医師会に救護要員の派遣又は待機を要請する。</p>	<p>空港民間委託に伴う修正</p>